

留学生の採用と在留資格の変更についての留意点

(1) はじめに

外国人留学生が日本国内の企業等に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）」に定める手続きにより、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。

(2) 就労を目的とする外国人の受入れ方針について

わが国では、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進することが政府の方針となっています。

(3) 就労可能な在留資格

①技術・人文知識・国際業務

自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務

例）システムエンジニア、技術開発、設計、生産管理、品質管理

人文科学の分野に属する知識を必要とする業務

例）企画、マーケティング、財務

外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務

例）通訳、翻訳、語学の指導、広報、宣伝、海外取引、デザイン、商品開発

②特定活動（本邦大学等卒業者）〔特定活動46号〕

本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用すると認められる業務、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務（日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語テスト480点以上を有する方が対象）

③特定技能（1号）

特定産業分野（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、

造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業）

④研究、教育、教授、経営・管理 など

(4) 在留資格変更許可のポイント

「技術・人文知識・国際業務」の場合、大学等における学問分野との関連性を有する業務か、または、母国語を必要とする業務に就くことが大前提です。（専修学校生は学問分野との関連性を有する業務のみ変更許可されます。）

①本人の学歴（専攻課程、研修内容）その他の経歴から相応の技術・知識等を有する者であるか。（卒業できないときは、不可となります。）

⇒ 本人の持っている専門知識（スキル）

②従事しようとする職務内容からみて本人の有する技術・知識等を活かせるものか。

⇒ 本人の持つ専門知識と職務との関連性

③本人の処遇（報酬等）が適当であるか。（同じ仕事をする日本人と同等額以上）

⇒ 入管法上の基準を満たすものか

④雇用企業等の希望・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活かせるための機会が実際に提供されるものか。 ⇒ 受入れ先企業の状況

(5) 在留資格変更の手続き（参考）

「留学」から就労可能な在留資格への変更許可申請は、原則として外国人本人が、住居地を管轄する地方出入国在留管理局又は同支局若しくはそれらの出張所に出向いて行う必要があります。詳しくは法務省出入国在留管理庁にお問い合わせください。